

## 大垣市デジタル地域通貨事業加盟店利用規約

大垣市デジタル地域通貨事業加盟店利用規約（以下「本規約」といいます。）は、本規約に定める事項について、大垣市（以下「発行者」といいます。）と加盟店(第1条に規定する「ガキペイ」を取り扱う店舗、事業所等として第8条第1項の認定を受けたものをいいます。)との間の契約関係を定めるものです。

発行者から加盟店として登録を受けることを希望する者（以下「加盟店希望者」といいます。）は、本規約に同意いただいた上で、発行者に対し、加盟店登録を申請する必要があります。加盟店希望者が加盟店の登録を申請した場合、本規約に同意したものとみなします。

なお、デジタル地域通貨の発行、換金その他地域通貨事業の管理、運営等の業務の一部又は全部を発行者が適当と認める者に委託することができるものとします。

### (ガキペイ)

第1条 発行者が発行する電磁的方法により記録される地域通貨であって、利用者が、本規約および発行者が別途定める要綱等に従い、加盟店において第13条に規定するガキペイ使用取引に使用できるものをいいます。

### (クーポン)

第1条の2 本規約において「クーポン」とは、加盟店が自らの負担と責任において発行する電磁的方法により記録される割引券、優待券その他これらに類するものであって、使用者が加盟店において商品又はサービスの購入等を行う際に、代金の割引、商品又はサービスの無償提供その他の特典を受けることができるものをいいます。

2 クーポンは、ガキペイとは独立したものであり、加盟店が任意に発行し、システムを通じて使用者に提供されるものとします。

3 クーポンに関する具体的な規定は、第21条から第27条までに定めるところによります。

### (使用者)

第1条の3 本規約において「使用者」とは、ガキペイ又はクーポンを使用する者をいいます。

### (発行対象事業)

第2条 ガキペイを発行する事業は、次のとおりとします。

- (1) 発行者が実施する事業
- (2) 発行者以外の者が実施する事業のうち、発行者が特に必要と認めるもの

### (発行額)

第3条 一会計年度におけるガキペイの発行額は、発行者の予算の範囲内とします。

### (発行回数及び有効期限)

第4条 ガキペイの発行は、第2条各号に掲げる事業に合わせて随時行うものとします。

2 ガキペイの有効期限は発行の日から6月とし、電子商品券にあっては発行者が発行の都度定める期限までとします。

3 有効期限が終了したガキペイは失効し、払戻しは行わないものとします。

### (ガキペイの使用)

第5条 ガキペイは、加盟店においてのみ使用することができます。

2 加盟店は、使用者がガキペイと引換えに、加盟店から商品若しくはサービス等の購入又は借受け等の取引を行うときは、当該ガキペイを現金と同等のものとして取り扱うものとします。ただし、使用者は、ガキペイを現金に交換することはできません。

3 ガキペイは、次に掲げる取引に対する支払をするために使用することはできません。

- (1) 土地及び家屋の購入並びに家賃、地代、駐車場代等の不動産の賃借
- (2) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に規定する製造たばこ及び第38条第1項に規定する製造たばこ代用品の購入
- (3) 有価証券、金券、商品券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等換金性の高いものの購入
- (4) インターネットアプリケーション、ICカード、電子マネー等への入金
- (5) 税金、手数料等の租税公課、公共料金等(電気、ガス、水道、電話料等)
- (6) 宅配業者による代金引換、コンビニエンスストアでの収納代行等取扱加盟店以外の事業者への支払が実質的に可能となるもの
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わる取引又は公序良俗に反する取引
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業並びに同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (9) 前各号に掲げるもののほか、発行者が不適当と認める取引

(加盟店)

第6条 加盟店希望者は、店舗、事業所等ごとに発行者の認定を受けるものとします。

2 加盟店として認定を受けることができる者は、次の各号のいずれの要件にも該当する者とします。ただし、発行者が適当と認めるときはこの限りではありません。

- (1) 市内に店舗、事業所等を有する事業者であること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業並びに同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと。
- (3) 前条第3項各号に掲げる取引のみを行う事業者でないこと。
- (4) 特定の宗教・政治団体と関わる業務でないこと。
- (5) 大垣市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団でないこと及び同条第2号に規定する暴力団員を雇用していないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、発行者が必要と認める要件

(加盟店の登録申請)

第7条 前条第1項の認定を受けようとする者は、発行者に対し、大垣市デジタル地域通貨事業実施要綱(以下、「実施要綱」といいます。)に定める大垣市デジタル地域通貨「ガキペイ」加盟店登録申請書(第1号様式)の提出、又は、発行者がインターネット上に作成した所定のフォームへの必要事項の入力により申請するものとします。

(加盟店の認定・登録等)

第8条 発行者は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、加盟店として認定し、登録するものとします。

2 発行者は、前項の規定により加盟店として認定したときは、実施要綱に定める大垣市デジタル地域通貨「ガキペイ」加盟店認定通知書(第2号様式)により、前条の規定による申請をした者に通知するものとし、

ガキペイを運用するシステム（以下「システム」といいます。）上に所定の情報を入力する方法により、加盟店に関する情報を登録するものとします。

3 加盟店の登録は、発行者が加盟店に対し前項の通知を行った時に成立するものとします。

（加盟店の登録事項の変更）

第9条 加盟店は、その登録事項に変更があったときは、速やかに実施要綱に定める大垣市デジタル地域通貨「ガキペイ」加盟店登録事項変更届(第3号様式)により、発行者に届け出るものとします。

（加盟店の認定辞退）

第10条 加盟店は、その認定を辞退するときは、辞退する日の1月前までに実施要綱に定める大垣市デジタル地域通貨「ガキペイ」加盟店辞退届(第4号様式)により、発行者に届け出るものとします。ただし、発行者が適当と認めるときは、この期間によらないものとします。

（加盟店の認定取消）

第11条 発行者は、次に掲げるときは、加盟店の認定を取り消すことができます。

- (1) 本規約に重大かつ悪質な違反があったとき。
- (2) 法令違反又は行政処分の対象となったとき。
- (3) その他加盟店として適当でないと認めるとき。

2 発行者は、前項の規定により加盟店の認定を取り消す場合、事前に加盟店に対してその理由を通知し、原則として弁明の機会を与えるものとします。ただし、緊急を要する場合、加盟店の所在が不明である場合、又は公益上必要がある場合は、この限りではありません。

3 発行者は、第1項の規定により加盟店の認定を取り消した場合、当該加盟店が発行した全てのクーポンを削除するとともに、その旨及び理由の概要を、アプリ、ウェブサイトその他適切な方法により公表することができます。

（加盟店の販促物掲示等）

第12条 加盟店は、所定の販促物等を発行者の指示に従い掲示又は表示するものとします。

（ガキペイ使用取引）

第13条 加盟店は、使用者との間でガキペイ使用取引を行うことができるものとします。

2 加盟店は、店頭において、自店を識別するQRコードを表示するものとします。

3 使用者は、加盟店が表示した自店を識別するQRコードを、使用者のスマートフォン上のガキペイアプリ（以下、「アプリ」といいます。）により読み取り、加盟店が提供する商品又はサービスの価格（含む消費税相当額）に相当する取引金額又はポイントを入力し決済を完了させるものとします。

4 未利用残高及びポイントが商品等の代金に満たない場合は、使用者は、原則として商品やサービスを受け取ることはできないものとします。ただし、一部の加盟店では、不足額を現金又は加盟店の指定する方法により支払うことができるものとします。

5 加盟店は、ガキペイ使用取引に関して、利用履歴や利用総額の確認、専用QRコードの発行、利用取消、詳細情報やクーポンの発行等の業務を行うことを目的として使用する専用ウェブサイト管理画面を通じて、各種手続きを行うことができます。なお、本手続きにて発生した通信料・接続料などは、加盟店が負担するものとします。

6 加盟店は、次項各号のいずれかに該当する場合を除き、使用者からのガキペイの使用取引の申込みを拒絶してはならないものとします。

7 加盟店は、利用者からガキペイ使用取引の申込みを受けた場合であっても、次のいずれかに該当する場合は、ガキペイによる決済を行ってはならないものとします。

- (1) 利用者から、第5条第3項各号に掲げる取引について、ガキペイによる決済を求められた場合
- (2) 利用者から、アプリの複製物による決済の申込みを受けた場合
- (3) 利用者から、偽造もしくは変造されたアプリを提示された場合
- (4) 利用者から、アプリ決済完了画面の画像その他複製物による決済の申込みを受けた場合
- (5) 第1号から第4号に該当すると疑われる場合
- (6) 発行者が、ガキペイ使用取引の中止を求めた場合

8 加盟店は、法令に基づき売買契約の取消し、解除等が認められる場合を除き、ガキペイの使用取引を取り消し、また解除しないものとします。使用者が加盟店から返金を受ける必要がある場合、加盟店は自らの責任において、現金にて払い戻すものとします。

(契約期間)

第14条 本契約は、第8条第3項に基づく登録が完了した時点で効力を生じ、発行者が実施する地域通貨事業の終了まで有効とします。

(苦情対応等)

第15条 加盟店は、利用者又は第三者からガキペイ使用取引又はクーポンに関する苦情を受けた場合、本契約期間中はもとより本契約終了後においても、自己の責任において対応し解決を図るとともに、当該苦情の再発防止のために必要な措置を講じるものとします。

2 発行者は、利用者又は第三者からガキペイ使用取引又はクーポンに関する苦情を受けた場合、当該苦情の内容を加盟店に通知し、対応を求めることができます。加盟店は、当該通知を受けた場合、前項と同様に、自己の責任において対応し解決を図るとともに、当該苦情の再発防止のために必要な措置を講じるものとします。

3 加盟店は、第1項の規定により自ら受けた苦情、又は前項の規定により発行者から通知された苦情を解決するにあたって、利用者又は第三者の意向を十分に尊重して、速やかに対応するものとし、発行者（発行者の事業委託先を含む。）にいかなる迷惑もかけないものとします。

4 加盟店は、ガキペイ使用取引における加盟店の商品若しくはサービス等の取引又は発行したクーポンが法令違反又は行政処分等の対象となると判断し、又は、その恐れがあると判断したときは、発行者に対して、その内容及び経過を報告するとともに、利用者又は第三者への通知、プレスリリース、自主回収等を行う場合には、事前に発行者にその内容を通知するものとします。

(遵守事項)

第16条 加盟店は、本規約のほか、法令、政令、規則その他関係法令及び行政官庁によるガイドライン等を遵守し、自ら善良なる管理者の注意をもって誠実に業務を行うものとします。

2 加盟店は、発行者がガキペイの利用促進のため、発行者が発行する印刷物、電子媒体等に加盟店の名称及び所在地等を掲載することに協力するものとします。

3 加盟店は、提供を受けたQRコードを適切に維持・管理するものとし、本契約が終了した場合、責任をもって廃棄するものとします。

4 加盟店は、QRコードを第三者に譲渡、貸与その他の処分を実施してはならないものとします。

5 加盟店は、発行者が別途書面等により事前に承諾した場合を除き、本規約に基づいて行う業務を第三者

に委託しないものとします。

6 加盟店は、クーポンを発行する場合、第21条から第27条までの規定及び景品表示法、消費者契約法、個人情報保護法、特定商取引法その他の関係法令を遵守しなければなりません。

7 加盟店は、クーポン発行機能の利用を開始する前に、本規約のクーポンに関する規定及び関係法令について理解し、適切な運用体制を整えるものとします。

#### (秘密保持義務)

第17条 加盟店は、本規約の内容及び本規約に関連して知り得た情報、その他の機密に属すべき一切の事項（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に漏えい・開示・提供してはならないものとします。

2 前項の定めにかかわらず、次の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。

- (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
- (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
- (3) 開示の時点で公知の情報
- (4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

#### (個人情報の取扱)

第18条 加盟店は、本契約の履行、ガキペイ使用取引又はクーポンの利用において、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条に定義される意義を有するものとします。）を取り扱う場合、法令、ガイドライン等を遵守するものとし、当該個人情報を機密事項として保護するとともに、これを取得した目的の範囲内でのみ利用しなければならないものとします。

2 加盟店は、ガキペイ使用取引又はクーポンの利用に際して個人情報を取得する場合、事前に使用者に対して、次に掲げる事項を明示し、同意を得なければなりません。

- (1) 取得する個人情報の項目
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の保管期間
- (4) 第三者への提供の有無及び提供先（提供する場合のみ）
- (5) 個人情報の取扱いに関する問い合わせ先

3 加盟店は、取得した個人情報について、個人情報保護法その他関係法令に基づき、適切な安全管理措置を講じなければなりません。

4 加盟店は、本規約に違反し又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故が発生し、発行者が本人若しくは第三者から請求を受け、又は発行者と本人若しくは第三者との間で争訟が発生した場合、加盟店の責任及び費用負担をもってこれらに対処し解決するものとします。

5 加盟店は、本規約に違反し又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故により、発行者が損害を被ったときは、発行者に対して当該損害を賠償しなければならないものとします。

6 加盟店は、取得した個人情報について、本契約終了後も本条の規定を遵守しなければなりません。

#### (ガキペイ取引金額)

第19条 ガキペイ取引金額は、第13条第3項に定める使用者による操作がシステムに反映された時点で確定するものとします。

2 発行者は、ガキペイ取引金額について、その実績を確認した上で毎月15日及び末日で締め（以下「締日」といいます。）、前回締日の翌日から当該締日までのガキペイの取引金額（ただし、第13条第7項及び第8

項に基づき取消又は解除されたガキペイ使用取引に係るガキペイ取引金額、第20条第2項又は第4項に従い支払いを要しないガキペイ取引金額、第20条第3項に基づき差引を要する場合の差引金額の合計額を控除した残額とする。)を、当該締日から14日以内に加盟店の指定する振込先口座に支払うものとします。なお、振込手数料は発行者の負担とします。

#### (不正なガキペイ使用取引の処理)

第20条 加盟店が第13条第7項第2号から第6号のいずれかに該当するガキペイ使用取引の申込みを受けたとき、又は同項第1号から第6号のいずれかに該当する場合において、ガキペイ使用取引を行ったことが判明したときは、加盟店は、発行者に対しその旨を直ちに通知するとともに発行者が行う調査に協力するものとします。

- 2 加盟店が第13条第7項第1号から第4号及び第6号のいずれかに該当するにも関わらずガキペイ使用取引を行った場合、発行者は加盟店に対し当該ガキペイ使用取引金額を支払う義務を負わないものとします。
- 3 前項に規定する場合で、発行者が加盟店に対し当該ガキペイ使用取引にかかる金額を支払い済みである時は、加盟店は発行者に対し、当該金額を返還しなければならないものとします。かかる返還の方法は、当該ガキペイ使用取引の適当な商品取引金額から当該ガキペイ使用取引にかかる金額を差し引く方法によるものとします。ただし、金額の差引による支払いができない場合は、加盟店は発行者による請求に従い、支払うものとします。なお、振込手数料は加盟店の負担とします。
- 4 加盟店が第13条第7項第5号に該当するにもかかわらず、ガキペイ使用取引を行ったと発行者が判断した場合、又は加盟店が第1項に定める通知もしくは調査への協力を怠った場合は、発行者は加盟店に対し、当該ガキペイ使用取引に係る金額の支払いを一時的に停止することができるものとします。なお、当該ガキペイ使用取引が、第13条第7項第1号から第4号に該当しないことが判明した場合は、発行者は加盟店に対し、当該ガキペイ使用取引にかかる金額を、直近のガキペイ取引金額に上乘せする方法により支払うものとし、遅延損害金は発生しないものとします。対応するガキペイ使用取引がない場合、発行者は判明の月の翌月末日までにガキペイ取引金額を支払うものとします。

#### (クーポンの発行)

第21条 加盟店は、システムを通じて、使用者に対してクーポンを発行することができます。

- 2 クーポンの内容、条件、有効期限等は、加盟店が自ら設定するものとします。
- 3 加盟店は、クーポンを発行した場合、当該クーポンの内容について記録を保持し、発行者から求められた場合は速やかに提供しなければなりません。
- 4 発行者は、クーポンの発行状況について、アプリ、発行者が運営するウェブサイト、印刷物その他の媒体において掲載又は紹介することができるものとします。

#### (クーポンの表示事項)

第22条 加盟店は、クーポンの発行に際し、次に掲げる事項を使用者が容易に理解できるよう明確に表示しなければなりません。

- (1) クーポンの内容 (割引額、割引率、特典内容等)
- (2) 利用条件 (有効期限、対象商品・サービス、利用可能時間帯、併用制限、個人情報の提供等)
- (3) 利用上の注意事項 (数量制限、予約の要否、在庫状況による利用制限の可能性等)
- (4) 問い合わせ先 (加盟店の店舗名及び連絡先)
- (5) その他使用者が理解するために必要な事項

2 加盟店は、すでに発行済みのクーポンの内容を使用者の不利益となるよう変更する場合（有効期限の短縮、利用条件の追加等）、事前に使用者に対して、周知しなければなりません。

（クーポンの発行制限）

第23条 加盟店は、クーポンについて、次に掲げる内容を含むものを発行してはなりません。

- (1) 第5条第3項各号に掲げる取引に関する内容
- (2) 景品表示法等の法令又は公序良俗に反する内容
- (3) 虚偽又は誇大な表示を含む内容
- (4) 消費者を誤認させるおそれのある内容
- (5) 発行者の名誉又は信用を毀損するおそれのある内容
- (6) 第三者の知的財産権その他の権利を侵害する内容
- (7) 過度に射幸心を煽る内容（高額商品が当たる抽選への参加権等）
- (8) 利用条件の確認、不正利用の防止その他の正当な目的に照らして合理的に必要と認められる範囲を超える個人情報の提供を条件とする内容
- (9) マルチ商法、ネズミ講その他これらに類する仕組みへの勧誘を目的とする内容
- (10) 他の使用者への転送・譲渡を前提とした仕組みを含む内容
- (11) 他の加盟店のクーポン内容を不当に模倣し、又は他の加盟店の営業を妨害する内容
- (12) 他の加盟店の信用を毀損し、又は誹謗中傷する内容
- (13) 未成年者の判断力不足に乗じた内容（保護者の同意を要する取引であるにもかかわらず、未成年者のみで完結できるような表示をするもの等）
- (14) 不当に差別的な条件を付す内容（合理的理由のない年齢、性別、居住地、国籍等による制限等）
- (15) クーポン利用を条件として、他の商品・サービスの購入を実質的に強制する内容
- (16) 有効期限が著しく短い又は利用条件が著しく厳しい等、実質的に利用が困難であり、使用者を不当に誤認させる内容
- (17) 詐欺的な商法への誘導を目的とする内容
- (18) 反社会的勢力との関連が疑われる内容
- (19) その他発行者が不適切と認める内容

2 加盟店は、クーポンを現金又はガキペイへの交換対象としてはならないものとします。

（クーポンの管理責任）

第24条 加盟店は、クーポンの発行、管理、利用及び終了に関する一切の負担及び責任を負うものとし、発行したクーポンの内容を誠実に履行しなければなりません。

2 加盟店は、クーポンに関して次に掲げる事態が発生した場合、速やかに発行者に報告しなければなりません。

- (1) 使用者又は第三者から訴訟を提起された場合
- (2) 消費者団体、弁護士会等から申入れを受けた場合
- (3) 報道機関から取材を受けた場合
- (4) 行政機関から指導、勧告、命令等を受けた場合
- (5) 同一又は類似の内容について複数（3件以上）の苦情を受けた場合
- (6) その他、クーポンに関して重大な問題が発生した場合

3 加盟店は、クーポンの発行及び利用状況等について、発行者が実施する調査に協力しなければなりません。

(クーポンの費用負担)

第25条 クーポンに要する費用（クーポンによる割引額、特典の提供費用等を含む。）は、システム利用に関するもの及び使用者の通信料を除き、全て加盟店の負担とします。

(クーポンの禁止行為)

第26条 加盟店は、クーポンの利用において、次に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 発行後に一方的に内容を使用者に不利益となるよう変更する行為（ただし、やむを得ない事由があり、かつ使用者に第22条第2項により事前に周知した場合を除く。）
- (2) 有効期限内であるにもかかわらず、正当な理由なく利用を拒否する行為
- (3) 利用条件の確認、不正利用の防止その他の正当な目的に照らして合理的に必要と認められる範囲を超える個人情報の提供を求める行為
- (4) 在庫がない、又はサービス提供能力がないにもかかわらず、クーポンを発行し、使用者からの利用申込みに応じられない行為
- (5) その他発行者が不適切と認める行為

(クーポンの停止等)

第27条 発行者は、次に掲げる場合、加盟店に事前に通知することなく、当該加盟店のクーポン発行機能の停止又は特定のクーポンの削除を行うことができます。

- (1) クーポンの内容が第23条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合
- (2) クーポンに関して使用者又は第三者から複数（3件以上）の苦情が寄せられた場合
- (3) クーポンに関して使用者又は第三者から重大な苦情（詐欺的行為、個人情報の不正取得、法令違反等に関するもの）が寄せられた場合
- (4) クーポンに関する使用者又は第三者からの苦情に対し加盟店の改善措置を認められない場合
- (5) 前条第1項各号のいずれかに該当する行為が認められた場合
- (6) 加盟店が第24条第2項の報告義務を怠った場合、又は同条第3項の調査に協力しない場合
- (7) 発行したクーポンにより、公序良俗に反する事態若しくは法令違反が生じ、又は生じるおそれがあると発行者が判断した場合
- (8) システムの保守、障害対応その他技術上又は運営上の理由により必要と認められる場合
- (9) その他、使用者保護、又は地域通貨事業の適正運営のため必要と発行者が判断した場合

2 前項に基づく措置に関して、加盟店はその理由の開示を求めることはできず、当該削除に対して異議を申し立てることはできないものとします。

3 発行者は、第1項又は第11条第3項に基づく措置により加盟店又は使用者に生じた損害について、発行者に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとし、当該損害については、加盟店が責任を負うものとします。

4 加盟店は、第1項第1号から第7号までに基づく措置の原因となった事由を解消し、再発防止策を講じた上で、発行者に対して書面又は電子メールにより説明を行い、発行者が承認した場合に限り、停止されたクーポン発行機能又は削除されたクーポンの発行を再開することができます。ただし、第1項第8号に基づく措置については、システム復旧後、自動的に再開されるものとします。

5 発行者は、前項の承認の判断にあたり、原因の解消状況、再発防止策の妥当性、違反の回数、利用者への影響等を総合的に考慮するものとします。

(発行者の免責)

第28条 発行者が実施する地域通貨事業に関し、次に掲げる場合において利用者又は加盟店に生じた損害について、発行者は、その責めを負わないものとします。

- (1) 災害、盗難、紛失その他の不可抗力による場合
- (2) 発行者の責に帰さないシステム障害又は通信障害による場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、発行者の責に帰すことができない事由による場合

(地域通貨事業の終了)

第29条 発行者は、地域通貨事業を終了するときは、事前に相当の期間を定めて周知しなければならないものとします。

2 ガキペイは、第4条第2項の有効期限内であっても、地域通貨事業の終了時に失効するものとし、地域通貨事業の終了により利用者又は加盟店に生じた不利益又は損害について、発行者は、その責めを負わないものとします。

(加盟店の責任及び損害賠償)

第30条 加盟店は、加盟店と利用者又は第三者との間で、ガキペイ使用取引又はクーポンに関して紛争が生じた場合には、本契約期間中はもとより本契約終了後においても、全て加盟店の責任と負担において解決するものとし、発行者（発行者の事業委託先を含む。）にいかなる迷惑もかけないものとします。

2 発行者は、前項の紛争に関し、加盟店の同意を得ることなく、当該利用者又は第三者に対し情報提供その他の援助を行うことができるものとします。

3 加盟店は、ガキペイ使用取引又はクーポンに関する加盟店の責に帰すべき事由により、発行者が損害（名誉毀損、信用毀損、システム改修費用、弁護士費用、訴訟対応費用、和解金、賠償金等を含む。）を被った場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

(通知の方法)

第31条 本契約に関する発行者から加盟店への通知は、書面、加盟店が本契約に関する通知先として登録した電話番号への架電もしくはメールアドレスへの電子メールの送信、ガキペイにかかるウェブサイトへの掲載又はその他発行者が適当と認める方法により行われるものとします。

2 前項の通知がメールアドレスへの電子メールの送信により行われる場合には、発行者が前項に定める電子メールアドレスに通知を発した時点で通知が完了したものとみなします。

3 第1項の通知がガキペイにかかるウェブサイトへの掲載の方法により行われる場合には、その掲載をもって通知が完了したものとみなします。

(本規約等の変更)

第32条 発行者は、その裁量により、民法第548条の4にしたがって本規約等を変更することができるものとします。発行者は、本規約等を変更した場合には、所定のウェブサイト等への掲載その他発行者が適切であると判断する方法により、加盟店に対して、本規約等を変更する旨及び変更後の内容ならびにその効力発生時期を通知連絡するものとし、その効力は効力発生時期から生じることとします。

(権利の譲渡等)

第33条 加盟店は、本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保差入、その他形態を問わず処分すること

はできないものとしてします。

(協議)

第34条 本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に生じた疑義について、発行者及び加盟店は、誠実に協議し解決を図るものとしてします。

(準拠法、管轄裁判所)

第35条 本契約に関する訴訟については、岐阜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2 本契約の成立、効力、履行及び解釈については、日本法に準拠するものとしてします。

(令和6年11月1日制定)

(令和7年4月1日改定)

(令和7年9月1日改定)

(令和8年2月1日改定)